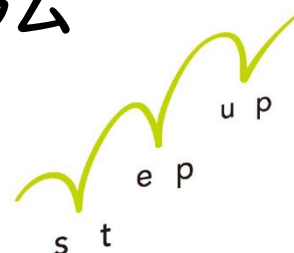


# 令和8年度

# FFAC ステップアップ助成プログラム

## 募集要項



### 助成の種類・助成の対象となる活動の実施期間

#### ①発展活動助成

文化芸術分野の公演・展示等の優れた活動

#### ②人材育成助成

文化芸術分野の人材育成に寄与する活動

#### ③社会参加促進助成

文化芸術を通じて多様な背景や特性を持つ方々の社会参加を促進する活動

実施期間:令和8年8月1日(土)から令和9年2月28日(日)まで

### 受付期間

令和8年4月17日(金)～5月29日(金)

※メール:5月29日(金)17時必着

※郵送:5月29日(金)必着

**申請方法** ※窓口持参による受付はいたしません。

#### ■電子メールによる提出

送付先:[stepup@ffac.or.jp](mailto:stepup@ffac.or.jp)

#### ■郵送による提出

郵送先:〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階  
(公財)福岡市文化芸術振興財団

申請書ダウンロードは  
こちらから



# 令和8年度 FFAC ステップアップ助成プログラム募集要項

## 目 次

◆ 制度のポイント	P.1
◆ 募集要項、手続きの流れ、及び申請書類	P.2
◆ 助成金の対象となる経費	P.18
◆ 福岡市文化芸術振興計画【概要】	P.20
◆ よくあるご質問	P.22

# FFAC ステップアップ助成プログラム 制度のポイント

## 1. 助成の種類

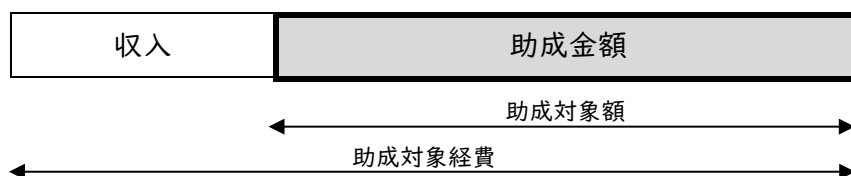
活動の内容により、①発展活動助成、②人材育成助成、③社会参加促進助成 3つの種類があり、それぞれ審査方法が異なります。

## 2. 助成金の算定方法

助成対象事業の「事業費総額」から「助成対象外経費」及び「収入」を差し引いて得た額を「助成対象額」とし、以下のとおりとします。

(1) 助成対象額が 10 万円未満の場合

→ 助成金額は助成対象額



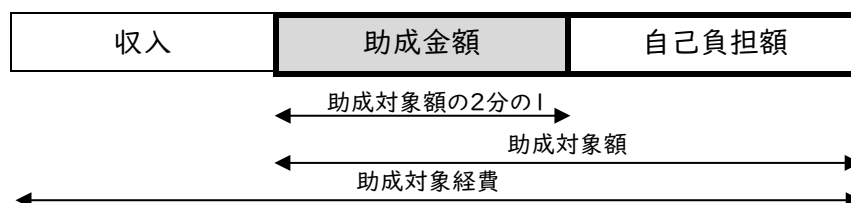
(2) 助成対象額が 10 万円以上 20 万円未満の場合

→ 助成金額は 10 万円



(3) 助成対象額が 20 万円以上の場合

→ 助成金額は対象 1 件につき 40 万円までの範囲内を限度とし、助成対象額の 2 分の 1



※ 助成対象経費以外の経費については自己負担となります。

※ 助成対象経費は、交付決定後に自ら支払った経費であることが証拠書類によって確認できることが必須条件となります。交付決定前に支払う経費については計上できませんのでご注意ください。

※ 会場費については、令和 8 年 4 月 1 日以降に支払ったものを対象とします。

## 3. 専門分野のアドバイザーによる助言・フォローアップの実施

専門分野のアドバイザーが審査、活動の視察を行い、各段階でフィードバックを行います。採択活動の実施や、今後の活動に活かすことが出来ます。

# 令和8年度 FFAC ステップアップ助成プログラム 募集要項

## 1 趣旨・目的

### ① 発展活動助成

市民が主体となって行う優れた文化芸術活動に対し、費用の一部助成や専門家による助言・フォローアップを実施し、活動の質の向上を図ります。これにより、文化芸術活動者のステップアップを支援するとともに、質の高い文化芸術の鑑賞機会を充実させ、福岡市における文化芸術の振興に資することを目的とします。

### ② 人材育成助成

文化芸術分野の人材育成に寄与する活動に対し、費用の一部助成や専門家による助言・フォローアップを実施し、活動の質の向上を図ります。これにより、文化芸術支援者や文化芸術活動者のステップアップを支援し、福岡市における文化芸術の振興に資することを目的とします。

### ③ 社会参加促進助成

文化芸術による社会参加を促進する活動に対し、費用の一部助成や専門家による助言・フォローアップを実施し、活動の質の向上を図ります。これにより、文化芸術を通じて多様な背景や特性を持つ方々が社会に参画できる機会を創出するとともに、福岡市における文化芸術の振興及び共生社会の実現に資することを目的とします。

## 2 対象となるジャンル

演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術（メディアアート、アニメーション等）、伝統芸能、その他

## 3 助成の対象となる活動の実施期間

**令和8年8月1日(土)から令和9年2月28日(日)まで**

※助成対象活動が完了したときは、実績報告書(収支決算書添付)を活動完了の日から起算して30日を経過した日、または活動完了の日の属する年度の3月10日のいずれか早い期までに提出する必要があります。

## 4 助成の対象となる活動

福岡市内で申請者自らが主催する、従来の取り組みから更に発展させようとする意欲的な活動で、以下の全ての項目を満たしていること

- (1) 申請者が自ら主体となって、福岡市内において実施する活動であること
- (2) 申請者のこれまでの取り組みをさらに発展させる活動であること
- (3) 市民が広く鑑賞または参加できる活動であること

## 5 助成の対象とならない活動

- (1) 当助成金以外に福岡市または福岡市文化芸術振興財団から補助金または助成金の交付を受けているもの、或いはそれらに準じる金銭の交付を受けているもの  
ただし、FFAC 文化芸術鑑賞サポート助成要綱に基づく助成金はのぞく

- (2) 宗教的、政治的、或いはチャリティーを目的とした活動と認められるもの
- (3) 営利を主な目的とする活動及び特定企業の広報・宣伝と認められるもの
- (4) 通常の定期公演・展示とみなされる事業と認められるもの
- (5) 学校教育の一環として行われる学校行事と認められるもの
- (6) 学術研究・学術的出版と認められるもの
- (7) 一般に公開あるいは公募されない活動と認められるもの
- (8) 教室(カルチャースクールを含む)、サークル、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の発表会、講習会、展示会などの活動
- (9) 国、地方公共団体(福岡市を含む)が主催・共催する活動(名義のみの共催は除く)
- (10) 第三者の著作権その他第三者の権利などを侵害するもの。

## 6 助成の対象となる団体・個人

文化芸術分野の発展・普及に資することを主たる目的として、今後の発展が期待される団体・個人で、次の(1)～(5)の要件を全て満たすもの

※(5)は団体の場合のみ

- (1) 福岡市に所在・居住する団体・個人であること。
- (2) 申請時点で過去に、申請したジャンルにおいて、自ら主催し、広く一般に公開された文化芸術に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していること。  
※団体の場合で、実行委員会形式で申請する場合は、中核となる構成団体または構成員に同様の実績があること。  
※活動実績は、提出された実績資料(過去の公演チラシ等)で確認します。
- (3) 責任を持って当該活動を遂行する能力と意欲を有していること。
- (4) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと。
- (5) 団体の場合は次の(a)～(e)の要件をすべて満たし、団体としての組織及び責任の所在が明確であること。ただし、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している法人は除きます。
  - (a) 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。
  - (b) 団体の意思を決定し執行する組織が確立していること。
  - (c) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - (d) 3名以上の役員を有すること。
  - (e) 団体活動の本拠として事務所を有すること。

※(b)～(e)については、(a)に掲げる規約等に明記されていることが必要です。

※(d)については、代表者、会計担当者、監査担当者を必ず置いてください。

兼任はできません。

※団体の法人格の有無は問いません。

## 7 助成の対象とならない団体・個人

次のいずれかに該当する団体・個人は、助成の対象となりません。

※団体の場合は、団体の役員に該当する者が含まれている場合も同様です。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者  
※採択決定にあたり、警察へ照会を行います。
- (2) その他、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めた者

## 8 助成金の交付額

助成対象事業の「事業費総額」から「助成対象外経費」及び「収入」を差し引いて得た額を「助成対象額」とし、以下のとおりとします。

(1) 助成対象額が10万円未満の場合

助成金額は助成対象額とします。

(2) 助成対象額が10万円以上20万円未満の場合

助成金額は10万円とします。

(3) 助成対象額が20万円以上の場合

助成金額は対象1件につき40万円までの範囲内を限度とし、助成対象額の2分の1の額とします。

※採択活動については、交付額の2分の1を上限として一部前払金が可能です。

## 9 審査項目

審査は、申請書類に基づき、福岡市文化芸術振興財団及び文化芸術に関する有識者等が、以下の項目に照らして行い、予算の範囲内で合計点の高い個人・団体を採択します。

### ① 発展活動助成

	項目	評価の視点	配点
①	企画性	・ 質の高い優れた文化芸術活動であるか ・ 独自性があり、類似活動との差別化が図られているか	20
②	波及性	・ 市民の文化芸術鑑賞機会の充実に寄与するか ・ 幅広い市民が参加・鑑賞できる仕組みがあるか	10
③	発展性	・ 申請者自身のステップアップに寄与するか ・ 助成後も継続した活動や発展が期待できるか	10
④	実現可能性	・ 申請者の実績に比して実現可能な事業内容か ・ 実現可能な方法・運営体制が整っているか ・ 経費の積算に妥当性はあるか	10

### ② 人材育成助成

	項目	評価の視点	配点
①	企画性	・ 的確な課題設定に基づいた企画になっているか ・ 独自性があり、類似活動との差別化が図られているか	20
②	専門性	・ 申請者の実績・専門性が十分に高いか ・ 講師や関係者の実績・専門性が十分に高いか	10
③	発展性	・ 申請者自身のステップアップに寄与するか ・ 文化芸術活動者の成長や活動の質向上に寄与するか	10
④	実現可能性	・ 申請者の実績に比して実現可能な事業内容か ・ 実現可能な方法・運営体制が整っているか ・ 経費の積算に妥当性はあるか	10

### ③社会参加促進助成

	項目	評価の視点	配点
①	企画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確な課題設定に基づいた企画になっているか</li> <li>・障がい者、高齢者、外国人などへの具体的な配慮が示されているか</li> <li>・独自性があり、類似活動との差別化が図られているか</li> </ul>	20
②	専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の実績・専門性が十分に高いか</li> <li>・講師や関係者の実績・専門性が十分に高いか</li> </ul>	10
③	発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者自身のステップアップに寄与するか</li> <li>・多様な背景や特性を持つ方々が社会参画できる仕組みがあるか</li> </ul>	10
④	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の実績に比して実現可能な事業内容か</li> <li>・実現可能な方法・運営体制が整っているか</li> <li>・経費の積算に妥当性はあるか</li> </ul>	10

#### 10 助成活動に対する市の協力

助成活動に採択されると、福岡市及び福岡市文化芸術振興財団による「経費負担の後援事業」としての位置づけとなり、次の支援を受けることができます。

(1) 福岡市の施設使用料の減免申請ができます。(市民ホール一部施設を除く)

- ・公演等の当日
- ・公演等のリハーサルおよび仕込みに要する日(それぞれ1日ずつ)
- ・助成活動の一環としてワークショップ等を開催する場合は、その当日(※1)
- ・公演等にかかる出演者、スタッフ等の控室として、同会場内の施設(視聴覚室、会議室等)を利用する場合は、その公演等の当日(※1・2)

※1 リハーサルおよび仕込み、練習日は対象外とします。

※2 開催会場に付設されている控室(ホール控室等)だけでは、事業の開催、運営に支障が出ると認められる場合に限ります。

※利用施設の受付担当者には、財団に現在助成金申請中であることと、採択・不採択の結果が後日判ることを必ずお伝えください。

※減免申請書を提出の際、福岡市文化芸術振興財団または福岡市文化振興課長の確認の記名押印が必要な場合があります。どちらの場合でも、必ず福岡市文化芸術振興財団へ記名押印が必要な書類をご持参ください。

(2) ポスター、チラシを福岡市の施設に置くことができます。

(3) 当財団のホームページ・メールマガジン等により活動の実施案内を配信できます。

(4) 財団主催事業にて、チラシの折込等を行うことができます。詳しくはご相談ください。

## 1 1 助成を受けている旨の表示について

助成金交付決定を受けた団体・個人は、当該活動の実施に際して作成するポスター、チラシ等の印刷物に、必ず下記 2 点およびロゴを記載してください。

助成：(公財)福岡市文化芸術振興財団「FFAC ステップアップ助成プログラム」  
後援：福岡市、(公財)福岡市文化芸術振興財団



## 1 2 活動の実施確認について

助成活動の実施確認と評価のため、各分野の専門人材であるアドバイザーが活動の視察を行い、フィードバックを行ないます。

## 1 3 実績報告書の提出および報告会への参加について

助成金交付決定を受けた団体・個人には、活動実施後に報告書を提出していただきます。あわせて、報告会において、活動の実施成果・課題などについてご報告いただくことを必須とします。報告会では、アドバイザーの評価をお伝えするとともに、アドバイザーや他の参加者と意見交換を行う場を設けます。

※報告会では、報告資料（PowerPoint 等）を別途作成していただく予定です。

## 1 4 採択者間の活動視察について

助成金交付決定を受けた団体・個人には、採択者同士でお互いの活動を視察できるよう、採択された助成活動の一覧を配布します。他の採択者の活動を視察したい場合は、一覧から視察を希望する活動の担当者へ連絡を取り、採択者同士で調整していただきます。

※採択者の皆さまの更なる活動発展の機会とするため、他の採択者の視察受入れへご協力をお願いします。

## 1 5 申請にあたっての提出物

	申 込 区 分		
	個人	団体	実行委員会
FFAC ステップアップ助成プログラム交付申請書（様式第 1 号）	○	○	○
添付様式一式			
活動内容	○	○	○
団体概要・個人略歴	○	○	○
中核となる構成団体または構成員	×	×	○
団体役員名簿	×	○	○
収支予算積算内訳	○	○	○
チェックシート	○	○	○
団体規約、収支決算書類	×	○	○
実績資料（過去公演チラシ・パンフレット等、3 枚以内）	○	○	○

## 16 申請時の留意事項

- (1) 申請は、助成金の交付を受けようとする活動の主催者が行ってください。
- (2) 申請書の記入にあたっては、**本募集要項を必ずお読みください。**  
提出する申請書類は、助成の採択にあたっての審査資料となります。不実の記載や提出後に活動内容や予算額に大きな変更が生じることがないように、十分に検討の上、具体的かつ簡潔に記入してください。  
なお、助成金の交付決定後に、団体の組織、対象活動の内容・会場・収支予算等に重要な変更が生じていると認められる場合は、交付されないことがあります。変更が生じる可能性が出てきた場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。
- (3) 収支予算積算内訳の作成にあたっては、**別表「助成金の対象となる経費」及び申請書の記載例を参考に記入してください。**
- (4) 企業からの協賛金や民間助成団体からの助成金、補助金等の助成を受ける活動についても交付の対象となりますが、必ず収支予算積算内訳の所定の欄に記載してください。  
ただし、特定の企業名等を活動名に付する「名称冠公演」は交付の対象となりません。
- (5) 収支予算書の収入総額と支出合計額は同一になるようにしてください。
- (6) 同一の団体・個人及び同一とみなされる団体（団体構成員が重複）が、複数の活動を申請することはできません。  
※当助成プログラム内の別の助成種類であっても、複数申請することはできません。
- (7) 添付資料等が外国語で記載されている場合、必ず和訳を付けてください。

## 17 福岡市民芸術祭の参加団体認定について

申請された活動のうち、令和8年10月1日～12月31日に開催予定のものは、助成の採択・不採択に関わらず「令和8年度福岡市民芸術祭」の参加行事として認定します。

※ 事務局にて審査を行い、福岡市民芸術祭の認定対象に該当した行事に限ります。

※ 認定する場合は、別途メールにてご連絡します。

### 福岡市民芸術祭とは

市民の皆さまの文化芸術活動の発表の場・身近に文化芸術に触れ合う場として、毎年秋に開催する芸術のお祭りです。ホームページ等での広報協力や、福岡市および福岡市文化芸術振興財団の後援がつくなどのメリットがあります。

詳しくは芸術祭ホームページ (<https://fcjf.jp/>) をご確認ください。



芸術祭 HP

## 18 申請受付期間

令和8年4月17日（金）～ 令和8年5月29日（金）

※メールでの申請の場合は、5月29日（金）17時必着

※郵送での申請の場合は、5月29日（金）必着

## 19 申請方法

電子メールまたは郵送にてご提出ください。窓口持参による受け付けはいたしません。

### ①電子メールによる提出

提出先：stepup@ffac.or.jp

メールタイトル：FFAC ステップアップ助成プログラム申請

※5月29日（金）17時必着

※迷惑メール対策で「アドレス指定受信」「ドメイン指定受信」「メールフィルター」などのメール設定を行っているとう受信できないことがあります。

財団（@ffac.or.jp）からのメールが受信できるよう、設定の変更をお願いします。

※申請メールを受信したときは、翌営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

### ②郵送による提出

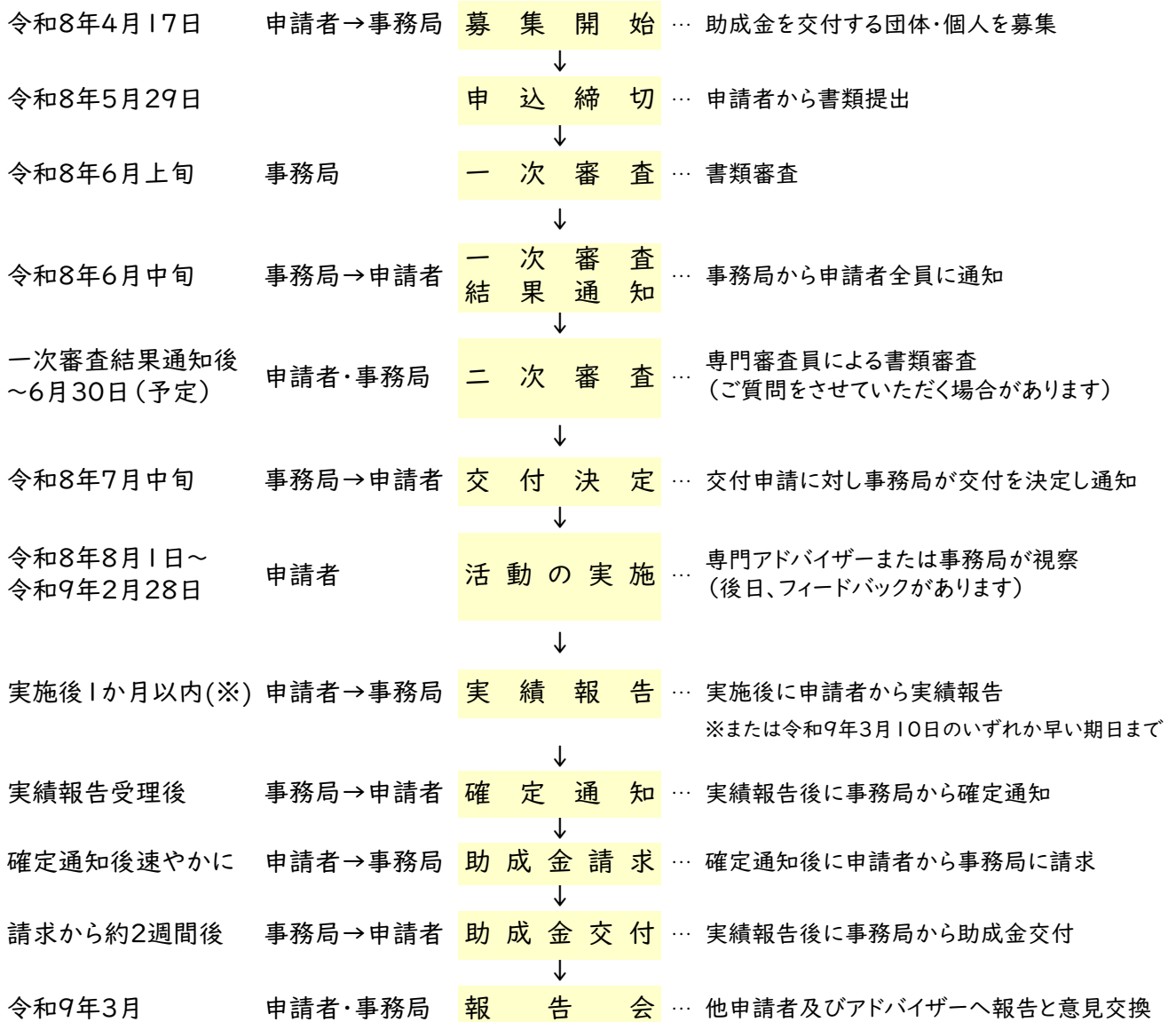
郵送先：〒812-0027 福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル8階  
(公財)福岡市文化芸術振興財団

※5月29日（金）必着

※配達記録等、郵送の記録が残る形で送付してください。受領の連絡はいたしません。

※申請書類の返却はいたしません。

## ■ 手続きの流れ



※その他手続き(該当の場合のみ)

変更申請	下記の場合、申請者から提出 (1) 助成対象活動の内容を変更しようとするとき。(ただし、活動の趣旨・目的及び及ぼす影響が軽微であると認められる場合(日程、会場等)を除く。) (2) 助成対象活動に要する経費の総額又は経費の配分を変更しようとするとき。(ただし、助成対象経費の総額の50%以内の変更はこの限りではない。)
一部前払金申請	一部前払金を希望する場合には申請者から提出 交付決定額の1/2(50%)上限で一部前払い
中止・廃止申請	活動を中止又は廃止する場合には申請者から提出

(様式第1号)

令和8年度 FFACステップアップ助成プログラム 交付申請書

令和8年 ○月 ○日

公益財団法人 福岡市文化芸術振興財団理事長

住所： 福岡市○○区△△町・・・

団体名(団体のみ)： ○○○○○○

代表者職・氏名： 代表 △△ △△

(芸名、雅号など： □□ □□ )

下記のとおり申請いたします。

記

助成の種類	①発展活動助成	申請者の種別	団体	ジャンル	□□
(ふりがな)	△△△△△△△△				
活動名(公演・行事名)	○○○○○○○○				

担当者 連絡先	関係書類送付先住所 〒****-**** 福岡市○○区△△町・・・	
	電話番号(勤務先・自宅・携帯) ****-****-****	Emailアドレス ***@*****
	時間外連絡先 ****-****-****	ふりがな △△ △△ 氏名
	FAX番号(あれば) ****-****-****	○○ ○○

代表者 連絡先	電話番号 ****-****-****	Emailアドレス ***@*****
------------	------------------------	------------------------

交付を受けようとする助成金の額

収支予算	(収入)		(支出)	
	区分	予算額(円)	区分	予算額(円)
	活動収入 小計(イ)	535,000	助成対象経費 合計(A)	1,304,800
	自己負担金 =助成対象額(ロ)	769,800		

交付申請額	38	万円
-------	----	----

※交付申請額は、以下の基準で計算しております。

- ① 助成対象額が10万円未満の場合・・・助成対象額
- ② 助成対象額が10万円以上20万円未満の場合・・・10万円
- ③ 助成対象額が20万円超の場合・・・助成対象額の2分の1(上限40万円)

※色のついたセルは自動計算の結果が表示されるので、計算式を変更しないでください。

活動の目的及び内容	(趣旨・目的)	
	☆当該活動を行う目的、意義等を簡潔に記入してください。	
	(実施時期・回数・日数)	(実施場所・文化施設名)
	**年**月**日～**日 *回	〇〇会館 大ホール (福岡市〇〇区〇〇)
	(内容) 活動内容について具体的にご記入ください。 ※活動に参加する出演者・スタッフについては、フルネームでご記入ください。	
(公演：概要、演目、曲目、幕構成等) (展示：作品の種類、点数、主な作品名、出品者等)		
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇…		
審査項目に対するポイント	※募集要項の審査項目に沿ってご記入ください	
	企画性	△△△△△△△△…
	波及性	△△△△△△△△…
	発展性	△△△△△△△△…
	実現可能性	△△△△△△△△…
本活動アツプの内容申込者(成果目標)ステップ	当該活動を計画するに至った経緯や背景 (従来の活動の課題等を踏まえ、具体的に記載してください)	
	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇…	
	当該活動のステップアップの内容と成果目標 (従来の活動から見て、どのような新しい取組を行い、どのような目標の達成を目指すのか具体的に記載してください)	
	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇…	
	当該活動終了後のビジョン (当該活動の成果を将来的にどう活かしていくか、具体的に記載してください)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇…		
共催者・後援者・協賛者等の名称と役割	共催/〇〇〇〇 後援/〇〇県(申込中) 協賛/〇〇〇株式会社(協賛金提供)、〇〇〇新聞社(広報協力)	
福岡市民芸術祭の参加行事認定について	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年10月1日～12月31日に開催予定の活動は、助成の採択・不採択に関わらず「令和8年度福岡市民芸術祭」の参加行事として認定される場合があることを確認しました。	

※記載欄が不足する場合は枠を広げて記入して下さい。

## 団体概要・個人略歴

ふりがな	△△△△△△△△		職名	代表
団体名	○○○○○○○○		ふりがな	△△△△△△△△
団体住所 (所在地)	〒 **_****		氏名	○○○○○ (芸名・雅号など: )
	○○市○○区○○…		生年月日	大正・昭和・平成 ** 年 (和歴) ** 月 ** 日
			電話番号	***-***-***
		ホームページアドレス	http://www.***.**.jp	
団体設立年月(個人の場合は、活動開始年月)			西暦 **年**月	
法人設立年月(法人の場合のみ記入)			西暦 **年**月(主務官庁名: )	
沿革	<p>※設立(個人の場合は活動開始)の目的や経緯、設立(個人の場合は活動開始)から現在までの組織の変遷、これまでにを行った主な活動等を記入して下さい。</p> <p>**年**月 ○○愛好会 **名で結成  **年**月 第1回公演「○○○○」を行う  **年**月 ○○○○賞を受賞  **年**月 「○○○」と改称  **年**月 第2回公演「○○○○」を行う  **年**月 ○○○と合同で○○○○を行う</p>			
計画	<p>※今年度に計画している自主事業について記入してください。</p> <p>**年**月 ○○○○公演</p>			
主催した公演・展示等の実績	<p>※過去に、申請したジャンルにおいて、自ら主催し、広く一般に公開された文化芸術活動に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していることが必要です。あわせて、実績資料(過去公演チラシ、パンフレット等)を提出してください。</p> <p>※申請団体が実行委員会形式の場合、中核となる構成団体または構成員に同様の実績があることが必要です。次頁「中核となる構成員(又は構成団体)」にて、活動実績を記入してください。</p> <p>**年**月 第1回公演「○○○○」  **年**月 第2回公演「○○○○」  **年**月 第3回公演「○○○○」とシンポジウム開催</p>			
過去助成金実績	<p>■FFACステップアップ助成プログラム 採択年度 [ ●●年度 / ●●年度 / ●●年度 ]</p> <p>■その他助成金  [助成金名称・採択年度: ○○○○基金助成 / ●●年度]  [助成金名称・採択年度: ○○県○○文化活動支援助成 / ●●年度]</p>			
採択者間の活動視察	※採択された場合に配布する、助成活動の一覧に掲載する情報を記入してください(要項P6参照)			
	担当者名	○○ ○○	担当者連絡先 (メールアドレスまたは電話番号)	****@****.****
参照先	<p>※助成活動の内容が分かるホームページ等あれば、ご記入ください。</p> <p>http://www.***.**.jp インスタグラムアカウント@△△△△△</p>			

## 中核となる構成団体(又は構成員)※実行委員会形式の場合のみ提出

ふりがな	△△△△△△△△	代表者 又は個人	職名	代表
団体名	○○○○○○○○		ふりがな	△△△△△△△△
団体住所 (所在地)	〒 ***-****  ○○市○○区○○...		氏名	○○○○○ (芸名・雅号など: )
			生年月日	大正・昭和・平成 ** 年 (和歴) ** 月 ** 日
		電話番号	***-***-****	
		ホームページアドレス	http://www.***.**.jp	
団体設立年月(個人の場合は、活動開始年月)		西暦 **年**月		
法人設立年月(法人の場合のみ記入)		西暦 **年**月(主務官庁名: )		
沿革	<p>※設立(個人の場合は活動開始)の目的や経緯、設立(個人の場合は活動開始)から現在までの組織の変遷、これまでに 行った主な活動等を記入して下さい。</p> <p>**年**月 ○○愛好会 **名で結成  **年**月 第1回公演「○○○○」を行う  **年**月 ○○○○賞を受賞  **年**月 「○○○」と改称  **年**月 第2回公演「○○○○」を行う  **年**月 ○○○と合同で○○○○を行う</p>			
計画	<p>※今年度に計画している自主事業について記入してください。</p> <p>**年**月 ○○○○公演</p>			
主催した 公演・展示 等の実績	<p>※申請団体が実行委員会形式の場合、中核となる構成団体または構成員について、過去に、申請したジャンルにおいて、自 ら主催し、広く一般に公開された文化芸術活動に関する公演、展示、ワークショップ等を1回以上実施していることが必要で す。あわせて、実績資料(過去公演チラシ、パンフレット等)を提出してください。</p> <p>**年**月 第1回公演「○○○○」  **年**月 第2回公演「○○○○」  **年**月 第3回公演「○○○○」とシンポジウム開催</p>			
過去助成金 実績	<p>■FFACステップアップ助成プログラム 採択年度 [ ●●年度 / ●●年度 / ●●年度 ]  ■その他助成金  [助成金名称・採択年度: ○○○○基金助成 / ●●年度]  [助成金名称・採択年度: ○○県○○文化活動支援助成 / ●●年度]</p>			

団体名	○○○○○○
-----	--------

	役職	氏名 ※ご本名 (姓と名は全角スペースで分ける)	フリガナ (半角か、姓と名は半角スペースで分ける)	生年月日			
				元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日
1	代表	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
2	副代表	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
3	事務局長	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
4	会計	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
5	会計	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
6	監事	○○ ○○	△△△△△	S	**	**	**
7	事務担当	○○ ○○	△△△△△	H	**	**	**
8							
9							
10							

[注意事項]

- 団体代表、会計担当者、監査担当者を必ず明記してください。同一人物の兼任は不可とします。
- 福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体・個人でないことが助成の対象条件です。採択決定にあたり、警察へ照会を行います。

※この用紙は任意様式です。同上項目が記載された既存の名簿がある場合はそちらに替えてご提出されても差支えありません。

## 収支予算積算内訳

(収 入) ※積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や日数等を具体的に記入してください。

区 分	予 算 額 (円)	内 訳				
		項 目	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
活 動 収 入	入場料収入	入場料(前売)	2,000	100	200,000	
		入場料(当日)	2,500	30	75,000	
		※入場料収入は下記計算式を用い、入場見込率は65%以上で設定し、計算すること。 設定席数 200席×入場見込率 65%=入場者見込み 130人				
	共催者負担	100,000	〇〇負担金	100,000	1	100,000
	補助金・助成金	100,000	〇〇振興基金助成金			100,000
		※内定済みの助成金はこちらに記入し、申請中の助成金は、枠外の別欄に記入すること。 ※「FFACステップアップ助成プログラム」の助成金は記入しないこと。				
	寄付金・協賛金	20,000	〇〇株式会社	20,000	1	20,000
ワークショップ等の参加費	40,000	広告料(2社)	20,000	2	40,000	
広告料・その他収入	0					
小 計 (イ)	535,000					
自己負担金 (ロ) =助成対象額	769,800					
合 計 (イ) + (ロ)	1,304,800	※収入合計と支出合計 (A) は一致するように記載してください。				

※申請中の助成金がある場合、その申請先と申請額を記入してください。

## 収支予算積算内訳

(支 出) ※積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や日数等を具体的に記入してください。

区分	予算額 (円)	内 訳				
		項目	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
助成対象経費	作品借上費	作品借上料	50,000	1	50,000	
		作品保険料	100,000	1	100,000	
	出演・音楽・文芸費	出演料	出演料	30,000	5	150,000
		演奏料	30,000	5	150,000	
		音楽費	編曲料	30,000	1	30,000
		文芸費	舞台監督費	100,000	1	100,000
		著作権資料料	100,000	1	100,000	
	設営・舞台費	舞台費	道具費	50,000	1	50,000
		会場借上料	50,000	1	50,000	
		会場付帯設備費	50,000	1	50,000	
		音声ガイド制作費	30,000	1	30,000	
		運営費	スタッフ弁当代	1,000	20	20,000
	謝金・旅費 ・宣伝費等	謝金	会場整理謝金	10,000	3	30,000
		手話通訳謝金	15,000	2	30,000	
		旅費	出演者交通費	5,000	5	25,000
通信費		案内状送付料	84	100	8,400	
宣伝費		新聞広告費	250,000	1	250,000	
印刷費		チラシ	2	500	1,000	
ポスター		2	50	100		
プログラム		2	150	300		
記録費		写真費	50,000	1	50,000	
保険料		催事保険料	10,000	3	30,000	
合 計 (A)	1,304,800	※収入合計と支出合計 (A) は一致するように記載してください。				

## FFACステップアップ助成プログラム チェックシート

団体名または 個人名	○○○○○○○○
活動名	○○○○○ ○○○○○○○○

※ 交付申請書及び記入例を参照の上、作成した提出書類に不備等がないことを□欄にチェックを入れ、最終確認してください。

## ● 提出書類について

- 提出書類の団体名（個人名）、代表者名は全て統一されていますか。
- 出演者のプロフィールや活動実績が判る資料（過去公演チラシ等）を添付しましたか。
- （団体の場合）  
団体規約、団体名簿を添付しましたか。
- （実行委員会の場合）  
団体規約、団体名簿、中核となる構成団体または構成員の様式を添付しましたか。
- 団体名簿には、代表者、会計担当者、監査担当者をそれぞれ明記していますか。

## ● FFACステップアップ助成プログラム交付申請書(様式第1号)、及び活動内容・団体概要・個人略歴

- 申請者欄に記載している団体名（個人名）が、活動の主催者ですか。
- 申請者の種別・ジャンルについて選択しましたか。（それぞれ、いずれか一つを選択）
- 活動の実施時期・回数・日数、会場・施設名は具体的に記入しましたか。
- 活動の目的及び内容、活動のポイントについて、記入しましたか。
- ステップアップの内容（成果目標）、福岡市民芸術祭の参加行事認定についての確認、採択者間の活動視察に関する項目等、該当するすべてを記入しましたか。
- 担当者の連絡先を記入しましたか。

## ● 収支予算積算内訳

- 会場の設定席数、入場見込を記入しましたか。
- 当該活動で他の助成金に申請あるいは内定している場合、該当する欄にその内容を記入しましたか。
- 再計算し、数字は間違っていないか確認しましたか。
- 直接経費の区分は適正ですか。（別表参照）
- 直接経費に記載できない項目が入っていませんか。（別表参照）
- 経費の内訳は具体的な名称になっていますか。（「雑費」「予備費」などの費目は認められません。）
- 収入総額と支出合計は同一金額になっていますか。
- 交付を受けようとする助成金の額は規定の範囲内の金額になっていますか。
- 控えとして、提出物の写しは取りましたか。必ず保管してください。

## 助成金の対象となる経費

(助成対象経費)

①発展活動助成②人材育成助成③社会参加促進助成 共通

※助成対象活動に係る直接経費のみ収支予算積算内訳に記載できます。

項目	内訳
作品借上費	作品借料、作品保険料(展示の場合のみ) 等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、俳優出演料、セミナー講師謝金 等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借上料、写譜料 等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督費、台本料、衣装等デザイン料 照明音響プラン料、訳詞料、著作権使用料、作品制作費 等
舞台費(注1)	会場借上料、付帯設備使用料、道具費、衣装費、照明費、音響費、 舞台美術費、運搬費、会場設営撤去費、音声ガイド制作費、 字幕制作費 等
運営費	<u>公演当日</u> の出演者・スタッフ弁当代、 感染症対策予防経費(会場の消毒除菌等) 等
謝金	会場整理謝金、託児謝金、通訳謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金 等
旅費	出演者・セミナー講師の交通費及び宿泊料、スタッフ交通費 レンタカー代およびそれに係るガソリン代 等
通信費	案内状送付料 等
宣伝費	広告宣伝費、立看板費、入場券販売手数料、広報物デザイン料、 音声コード「Uni-Voice」作成料 等
印刷費	チラシ、ポスター、案内状、台本、無料配布するプログラム、 入場券印刷費 等
記録費(注2)	録画費、録音費、写真費、映像編集費 等
保険料	催事に係る保険料 等

※(注1)練習に関する経費は、認められません。

ただし、ゲネプロ(通し総稽古)は1日分まで記載できます。

※(注2)当該活動の成果として記録するものに限り、有料配布する記録集・DVD等の製作に関する経費は認められません。

※ その他、経費区分表に記載のない経費については、お問い合わせください。

\*相場に照らして著しく高額と思われる場合は、積算根拠をお尋ねする場合や助成対象経費として認められない場合があります。

### ※助成対象経費として認められないもの

- 有料配布するプログラム・図録など
- 航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)
- 定期的な練習に係る経費(稽古場借上料、指導料、トレーナー料等)
- 自ら設置し又は管理する会場において活動を行う場合の会場使用料
- 備品類(税込1万円以上)の購入に係る経費(楽器購入費、美術作品購入費、機材購入費等)
- 会議費、接待費、飲食費、レセプション費、打上経費、パーティ経費、打合せ経費
- コンクール・公募展に係る賞金・賞品代
- 申請団体・事務所運営経費(光熱水費、電話代、消耗品費、交際費、ホームページ運営費、事務所維持人件費、振込手数料、行政機関に支払う手数料、代引き手数料、ガソリン代(レンタカーに係る場合は除く)等)
- その他の経費(礼状送付料、予備費、花束、記念品、個人への支給品代、有料レジ袋等)

※助成対象経費は、交付決定後に自ら支払った経費であることが証拠書類によって確認できることが必須条件となります。

※申請活動に必要な経費であっても、交付決定前に支払う経費は計上できません。

ただし、会場借上料(本番、およびゲネプロ(通し稽古)1日分)については、対象活動に係る直接経費と認められることが明らかな場合に限り、令和8年4月1日以降に自ら支払った経費を助成対象経費として計上できます。

### 領収書の取り扱いについて

- 助成対象経費の領収書は、実績報告書の提出時にすべて提出していただきますので、大切に保管しておいてください。  
なお、助成対象経費として認められない経費については、領収書の提出は必要ありません。
- 宛名(申請時の団体・個人名)、金額、取引内容、但し書き、取引日付、領収書発行元名称等の記載漏れがないか必ず確認してください。
- 宛名は申請名に統一してください。
- 原則として、請求書や見積書等は認められません。

## 1. 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって

### 策定の目的等

- ・2008年に「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、これまで同ビジョンに基づき、総合的・計画的に、様々な施策を実施することで文化芸術施策を推進してきた。
- ・同ビジョンは策定から10年が経過し、文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向なども大きく変化していることから、時代の変化に対応しつつ、より一層の文化芸術の振興を図っていくため、今回、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定する。

## 2. 策定の背景

### (1) 社会経済情勢の変化

- 人口減少社会の急速な進展と少子高齢化
- グローバル化の進展とインバウンドの増大
- 情報通信技術等の一層の進展
- 文化芸術の社会的役割の拡大
- 2020年東京五輪、2021年世界水泳など国際スポーツ大会等の開催

### (2) 福岡市の文化芸術の現状

- 豊富に残された歴史文化資源の活用への期待
- クリエイティブ関連分野の集積を背景とした独自の創造活動が行われやすい環境
- 文化芸術分野のNPO法人が増加するなど文化芸術振興の担い手の多様化
- 様々な文化施設に関する観光・集客や地域コミュニティの拠点としての役割強化への期待

### (3) 国の動向

#### ①文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部改正〈2017年6月〉）

- ・教育、福祉、国際交流、観光、産業等の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。
- ・国が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

#### ◆文化芸術推進基本計画（第1期 2018～2022年度）〈2018年3月〉

- ・文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を示す。

#### ②文化財保護法の一部改正〈2018年6月〉

- ・文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。
- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力を強化。

### (4) 福岡市の方針

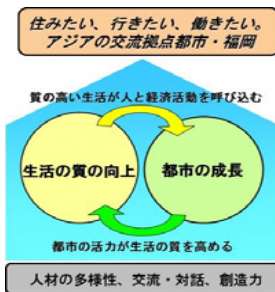
#### ○第9次福岡市基本計画

〈都市経営の基本戦略〉

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

#### ○文化芸術振興関連施策

- [施策1-4] 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり
- [施策5-1] 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ
- [施策5-2] 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり
- [施策7-2] 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興
- [施策7-3] 個人の才能が成長を生む創造産業の振興



## 3. 福岡市の文化芸術政策の課題

### (1) 市民生活の質の向上に向けた課題

#### ①子どもたちの創造性やコミュニケーション能力の育成

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため文化芸術に触れ合う機会が必要。

#### ②多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進

文化芸術を活かして障がいのある人や高齢者等が社会参加できる機会をつくる必要がある。

#### ③地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化

地域コミュニティの再生や活性化に向けて、地域の歴史文化資源の再認識や継承が必要。

### (2) 都市の成長に向けた課題

#### ①文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

アジアとの交流ネットワークやクリエイティブ関連分野の集積等を活かし新たな価値を創出する取組みが必要。

#### ②歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上

都市の魅力向上のため、福岡市のアイデンティティを形づくる歴史文化資源の磨き上げが必要。

#### ③文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進

観光・集客の促進のため、福岡市の文化芸術や歴史文化の魅力の国内外への発信、体験機会の創出が必要。

### (3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題

#### ①各種文化施設の適正な役割分担と連携による施策の推進

鑑賞・活動等の場の提供に加え地域コミュニティや観光・集客の拠点としての役割を充実させていくことが必要。

#### ②多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進

多様な主体が適正に役割分担し連携することで、一体的に施策を推進することが必要。

## 4. 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

#### ○福岡市文化芸術振興計画

- ・福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の文化芸術振興に関する行政分野別計画として策定
- ・文化芸術基本法に定める「地方文化芸術推進基本計画」として策定

#### ○福岡市の歴史・文化財の基本方針・個別計画

- ・福岡市文化芸術振興計画の歴史・文化財に関する分野別方針として「福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～歴史文化基本構想～」を策定

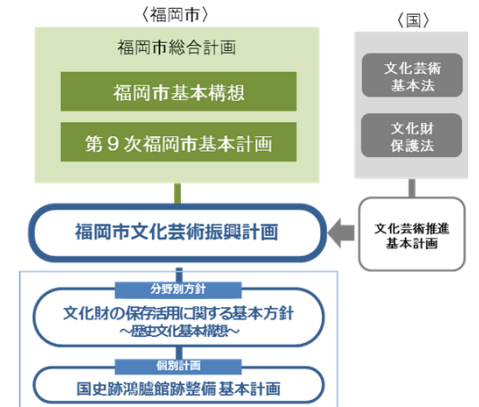
- ・上記方針の個別計画として「国史跡鴻臚館跡整備基本計画」を策定

### (2) 計画期間

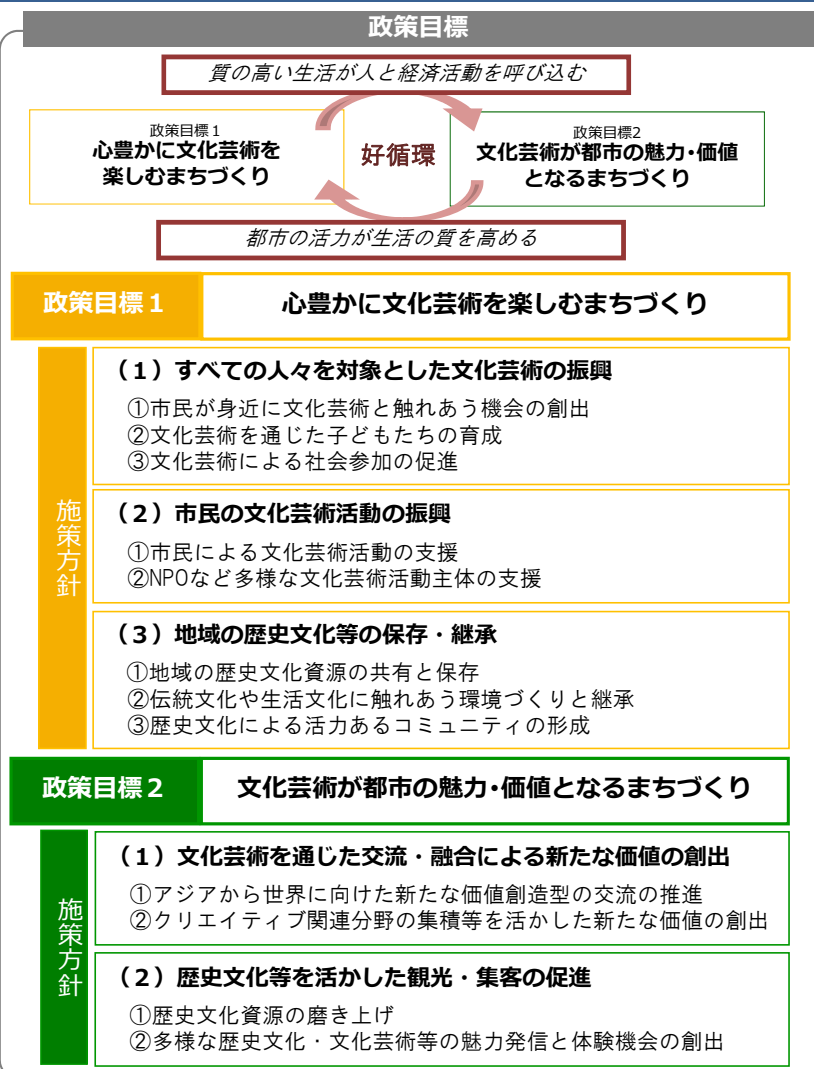
2019年度から2028年度までの10年間  
(中間年で評価を実施)

### (3) 推進体制

計画の総合的な推進のため関係部局で構成する庁内連携組織「文化芸術振興推進本部」を設置



5. 福岡市文化芸術振興計画の体系



**5つの重点施策**

今後10年を見据え、文化芸術の多様な価値を活かして、心豊かで多様性に充ち、多くの人々を惹きつける魅力と活力にあふれる都市の実現に向けた文化芸術施策を展開し、福岡市を次のステージへ飛躍させます。

1

**未来の担い手である子どもたちの育成**

子どもたちの創造性やコミュニケーション能力等を育むため、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでいく。

- 多様な文化芸術に触れあう学校へのアウトリーチ事業の実施。
- 郷土の歴史を知り親しみが持てる学習プログラムの実施。



子ども文化芸術魅力発見事業

2

**共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり**

年齢や障がいの有無、性別や国籍に関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会の創出に取り組んでいく。

- 障がいのある人の自己表現や社会参加を促す創作プログラム等の実施。
- 高齢者の社会参加を促す体験プログラム等の実施。



エイブルアート事業

3

**地域の歴史文化等の再認識とコミュニティの活性化**

各地域に残る文化財や伝統文化の価値を再認識し、世代を超えて共有できる機会をつくっていくことで、地域の絆づくりやコミュニティの活性化に取り組んでいく。

- 地域の文化財等の価値を共有、発信するエリアマップづくり等の実施。
- 史跡等における世代間交流を促すイベント等の実施。



板付遺跡 田植え祭り

4

**「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成**

アジアとの交流、歴史文化資源の磨き上げ、クリエイティブ関連分野との融合等により創出した価値や魅力を「福岡スタイル」として発信し、都市ブランドの形成に取り組んでいく。

- 多彩な文化事業を国内外に発信する「文化プログラム」の実施。
- 博多旧市街などにおいて「まるごとミュージアム」を実施しながら「福岡アジア美術トリエンナーレ」の継承事業を検討。



福岡城まるごとミュージアム

5

**インバウンドをターゲットとした施策の展開**

福岡市の歴史文化等の魅力を国内外へ発信するとともに、国外からの観光客がその多彩な魅力を楽しめる環境づくりに取り組んでいく。

- 歴史文化を楽しめるガイドツアーなど体験事業の実施や、史跡等のユニークな活用等。
- ミュージアム等での作品解説の多言語化や海外への情報発信の実施。



鴻巣館跡での国際会議のパンケツ

**環境・仕組みづくり**

<b>環境・仕組みづくり1</b>	<p><b>文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「テーマ性のある文化施設」の魅力向上による集客機能の強化</li> <li>②「市民の活動等を支える文化施設」の市民ニーズを踏まえた管理運営等</li> </ul>	(主な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>拠点文化施設</b> 市民会館を継承する施設であり、文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等として、ハード・ソフト両面の充実を図るとともに、須崎公園と一体的整備により、みどり溢れる文化芸術空間を創出し、多様な人が集い、交流する場としていく。</li> <li>➢ <b>音楽・演劇練習施設</b> 誰もが使いやすい音楽や演劇等の練習・発表の場として、既存施設や遊休施設の有効活用などによる充実について検討を進める。</li> </ul>
<b>環境・仕組みづくり2</b>	<p><b>文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術の振興を担う各主体の適正な役割分担</li> <li>②多様な分野の担い手との連携・共働</li> </ul>	(主な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>福岡市文化芸術振興財団の今後の方向性の検討</b> 事業の効率化を図りながら、5つの重点施策の推進に向け、市民の文化芸術活動の支援充実、にぎわい創出等を行う組織とするなど、今後の方向性の検討を進める。</li> <li>➢ <b>多様な担い手との連携強化</b> 「博多旧市街プロジェクト」など具体的な事業を実施しながら、行政、財団、文化芸術団体、企業など多様な担い手の連携強化を図っていく。</li> </ul>

## ◎よくあるご質問

### (申請資格)

- Q 個人として申請し、団体としても申請することはできますか？  
A 同一人物が、複数申請することはできません。いずれかで申請して下さい。
- Q 実行委員として、同一人物が異なる活動に関わることは可能ですか？  
A 実行委員会形式の場合は、中核となる団体を明記していただきますが、その中核となる団体の代表者が同一である場合、複数に申請することはできません。
- Q 福岡市の他の補助金または助成金と併用できますか？  
A できません。当助成金以外に福岡市または福岡市文化芸術振興財団から補助金または助成金の交付を受けているものは対象外となります。ただし、FFAC文化芸術鑑賞サポート助成要綱に基づく助成金は除きます。その他、国等の補助金または助成金の交付を受けている場合は対象となりますが、収支予算書に必ず計上してください。

### (ジャンル、内容)

- Q ジャンルが複数にまたがっているのですが、どうすればよいですか？  
A 要素の強い方で、いずれか1ジャンルを選んで申請してください。  
審査は、そのジャンルの審査員が行います。
- Q ジャンルがどれにも当てはまらない場合は、どうすればよいですか？  
A 「その他」のジャンルを設けています。迷われる場合は、事前にご相談ください。
- Q 団体規約がないのですが、個人で出していいですか？  
A 活動そのものが団体によるものとなる場合は、必ず団体として申請してください。  
団体規約を有していない場合は団体として認められません。
- Q 美術の展示会で作品を売ることが通常ですが、営利目的となりますか？  
A 作品を売ることが主目的ではなく、あくまで展示して一般の方に観ていただくことが主目的であれば申請可能です。作品を売場合は、売上見込額を収入として計上してください。  
なお、結果的に売上が見込みより多く、黒字となった場合は助成額が0円となります。

### (助成対象経費について)

- Q 申請団体の構成員へ支払う出演料、交通費などは助成対象経費となりますか？  
A 対象経費となります。
- Q 公演に向けた稽古のため、練習場を借りる場合、助成対象経費となりますか？  
A 稽古や練習に関する経費は認められません。ただし、ゲネプロ（通し総稽古）は1日分まで対象となります。

### (その他)

- Q 申請書類の書き方について、事前にチェックしてもらうことは可能ですか？  
A 公平性の観点から、事前のチェック等はしておりません。  
募集要項に記載している記入例をご確認のうえ、申請書を作成してください。



○ご不明な点やご質問などあれば、下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

(公財)福岡市文化芸術振興財団

E-mail : [stepup@ffac.or.jp](mailto:stepup@ffac.or.jp)

TEL : 092-263-6265      FAX : 092-263-6259

(受付時間 : 9 : 30 ~ 17 : 00)